

## 経済産業省

平成23・09・12原第9号

平成23年11月16日

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長

松宮 勲 殿

経済産業大臣 枝野 幸男

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故原因の検証に必要な資料の提出について

平成23年9月12日付け衆科委177閉第5号「書類提出要求について」において、衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長 川内 博史から経済産業大臣臨時代理 藤村 修に対し提出するよう要請のありました事項のうち、「2」、「3」、「5」及び「7」につきましては、平成23年9月22日付け平成23・09・12原第9号「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故原因の検証に必要な資料について」をもって、「1」、「4」及び「6」の一部（第1号機の事故時の操作に直接関係する部分等）につきましては、平成23年10月24日付け平成23・09・12原第9号「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故原因の検証に必要な資料について」をもって回答しましたが、今回、「1」、「4」及び「6」の一部（第2号機及び第3号機の事故時の操作に直接関係する部分等）につきましては、別紙のとおり回答します。

なお、今回、回答できない「1」及び「4」の残りの部分につきましては、引き続き、提出に向けた作業を進め、速やかに回答します。

(別紙)

○「1」及び「4」の一部について

経済産業省では、平成23年9月27日付け平成23・09・26原第23号をもって、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の各号機ごとに、事故時運転操作手順書（事象ベース）、事故時運転操作手順書（徴候ベース）及び事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）の報告徴収を行い、平成23年9月28日までにこれら手順書の提出を受けていますが、このうち、福島第一原子力発電所第2号機及び第3号機の事故時の操作に直接関係する部分及びその関連部分について、別添1、別添2、別添3及び別添4のとおり提出します。

○「6」について

東京電力株式会社から提出を受けた、福島第一原子力発電所第2号機及び第3号機について事故時に実施した運転操作内容及びその各操作に対する事故時運転操作手順書における手順の適用状況をまとめた資料について、別添5及び別添6のとおり提出します。